

法学研究科

1 大学院研究科の使命および目的・教育目標

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
A群・大学院研究科の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性	【現状】 本学において、大学院は学術研究活動の重要な拠点である。21世紀を迎え、社会経済の激しい変化と学術研究の著しい進歩・発展に伴い、大学院の重要性が認識され、またそのあり方が見直されようとしている。社会の多様な要請に応えるため、大学院には、学術基礎研究の推進、学術研究の高度化、優れた研究者の養成、先端的・現代的分野の研究、高度専門職業人の養成等、多様な複眼的な目的が求められている。このような目的を果たすための教育・研究計画を策定し、それを実施してゆくことが、法学研究科に課された最重要課題である。 【長所】 本学の建学精神を体し、「地球市民」としての法律家・法学者の育成に目標を設定している。 【問題点】 現在のところ、教員個人による教育に力点が置かれていて、共同して院生を育てる体制になっていない。	法学研究科博士前期課程は研究者の養成とともに高度専門職業人を養成すること（専門職養成）を目的とし、博士後期課程ではもっぱら高度の研究機能を有する研究者の養成を目的とする。このような目的を果たすためには、開かれた研究体制の確立と幅広い人材を集めることが必須であり、そのような体制の下で従来からの指導体制を基礎としつつ、新たに必要な教育研究計画を策定し、それを実施してゆく。 上記の目的実現をさらに強力に推進してゆくために、法研において特定課題プロジェクトを創設した。研究の活性化とともに、院生の教育・人材養成にも役立てたい。 また法学専修コースについては、受講生の要求に合わせて、制度をさらに修正することが必要である。
B群・大学院研究科の理念・目的とそれに伴う人材養成等の目的の達成状況	【現状】 上記の目的を達成する手段を充実させるため、法学研究コースのほかに、主として社会人を対象とする法学専修コースが、2003年度に新たに設けられ実施されている。 【問題点】 法学専修コースを運用するための教員配置が、法学部教員の不足のため十分ではない。	

1 大学院研究科の使命および目的・教育目標に基づいた特色ある取組み

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
(研究科における特色ある取組)	【現状】 法研においては2004年度に特定課題研究所の制度を設け、2006年度に特定課題研究所より特定課題プロジェクトへと名称変更した。現在、犯罪と刑罰プロジェクト、日本法史プロジェクト、ビジネスロー研究センター、サイバー法プロジェクト、法と社会科学プロジェクトが設置され、研究活動が実施されている。プロジェクトでは、定期的に研究会も開催され、教員、院生が参加して共同研究とともに	法学研究科として、一定のプロジェクト運営費を支給できるシステムを作る必要がある。

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
	に、院生の研究指導も行われている。また、プロジェクトには専属のRAが配属されており、RAは調査、研究の補助、研究会の運営などに当たっている。研究成果は、順次発表されつつある。 【問題点】 上記のプロジェクトの運営費は現時点ではゼロである。(プロジェクトにより科研費を請求)。また、事務的な研究支援体制も確立されていないため、今後の運営に問題がないではない。	

2 修士課程・博士課程の教育内容・方法等

(1) 教育課程等

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
(大学院研究科の教育課程)		
★ 目的・目標 社会の多様な要請に応えるため、大学院には、学術基礎研究の推進、学術研究の高度化、優れた研究者の養成、先端的・現代的分野の研究、高度専門職業人の養成等、多様な複眼的な目的が求められている。このような目的を果たすための教育・研究計画を策定し、それを実施してゆくことが、法学研究科に課された最重要課題である。 法学研究科は、本学の建学精神を体し、「地球市民」としての法律家・法学者の育成に目標を設定している。 上記の目的を達成する手段を充実させるため、法学研究コースのほかに、主として社会人を対象とする法学専修コースが、2003 年度に新たに設けられ実施されている。 法学研究科博士前期課程(2 年)は、研究者の養成とともに高度専門職業人を養成すること(専門職養成)を目的とし、博士後期課程(3 年)ではもっぱら高度の研究機能を有する研究者の養成を目的とする。このような目的を果たすためには、開かれた研究体制の確立と幅広い人材を集めることが必須であり、そのような体制の下で従来からの指導体制を基礎としつつ、新たに必要な教育研究計画を策定し、それを実施してゆく。 なお、2004 年度に法科大学院が設置されたが、法科大学院は、法曹養成に特化した実践的教育を行う専門職大学院であるのに対し、既存の法学研究科は、法学的研究者養成をその主たる目的としている。したがって、両者はその目的を異にしており、それぞれの目的達成に向けて努力することが望まれている。しかし同時に、両者はその目的追求の過程で相互に重なり合い、交差する課題を少なからず共有しており、また法科大学院から後期過程への進学の道も現に開かれている。そこで、両者が相互に連携することが必要であろう。そこで、例えば、創造的な思考力を備えた優れた法曹を養成するためにも、法科大学院の学生に、法学研究科に設置されている授業科目の履修の機会を与えるようにしたい。例えば、法科大学院の学生が、法学研究科の授業科目を、法科大学院の選択科目として履修できる、というような形がのぞましい。		
A 群・大学院研究科の教育課程と各大学院研究科の理念・目的並びに学校教育法第 65 条、	【現状】 学校教育法 65 条との関連については、前述した。大学院設置基準 3 条 1 項は、「修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等	社会の多様な要請に応えつつ、高度な専門的職業人、優れた研究者を養成するための教育・研究体制の確立に向けて研究プロジェクト構想や特

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
大学院設置基準第3条第1項、同第4条第1項との関連 B群・「広い視野に立って清深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養う」という修士課程の目的への適合性	に必要な高度の能力を養うことを目的とする。」と規定している。この目的を実現するための教育課程として博士前期課程に公法学専攻と民事法学専攻が設けられ、さらにそれぞれに法学研究コースと法学専修コースとが設置されている。また、設置基準4条1項は、「博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度の専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。」と規定している。この目的を達成するために博士後期課程に公法学専攻と民事法学専攻が設けられ、研究者養成のための指導が行われている。 前期課程では、演習の授業が設けられ、そこではとりわけ修士論文作成のための指導が行われている。学生は、教員とのやり取りを通じて、テーマの選定、文献の収集、研究発表を行い、また教員や他の受講者との討議を繰り返し、さらには教員による修論原稿の添削を受けるなどの過程を経て修士論文を仕上げている。 後期課程では、課程博士作成につき「学位(課程博士)授与促進のための方策」と題する指針を学生に提示し、論文執筆のプロセスを明確化して、これに従って学位論文作成を指導している。その内容はあまし次のようなものである。学生は、後期課程に入学後1年次の末に、論文作成計画書を指導教授に提出し、さらに副指導教授を決定する。2年次の末に「中間報告」を指導教授と副指導教授に提出する。この報告に基づき、3年次の前期中に公開報告を行う。3年次の9月までに「学位請求論文」を提出する。なお、後期課程の「講義」は論文執筆指導時間に充当し、また学位論文完成に至る中間作業として、大学院紀要(法学研究科論集)を執筆させている。 【問題点】 教育・研究のシステムはほぼ出来上がっているが、これをさらに有効に活用させるための工夫が必要である。 【現状】 法科大学院の新設に伴い、従来の国家試験コース・法曹養成コースは募集停止となり、2003年度より法学専修コースが設けられた。これにより、法学研究コースは、研究者養成としての目的が一層明確化し、また専修コースは、特定課題研究を専修することにより、専門性を有する職業等に必要な能力の養成に特化されている。 【問題点】 教員数が少ないため、専修コースの設置科目数が十分ではない。	定課題プロジェクト構想を実施しており、今後この中に院生を組み込んでゆくプロセスが重要である。 修士課程の目的を達成するために設置された教育課程を実施するとともに、特定課題プロジェクトを設置し、修士課程における教育にも活用する。 教員の補充が実現されるまで、当面は研究コースの科目を専修コースの学生に履修させるなどして対応する。 独創性と豊かな学識を養うためには、プロジェクト研究への参加や特定課題プロジェクトの活用なども必要となる。

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
B群・「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」という博士課程の目的への適合性	【現状】 博士論文作成の指導ということが博士後期課程における重要な課題となっているが、この指導を通じておのずと高度の研究能力が養成されることになる。また、博士論文作成に至る準備段階として紀要(法学研究科論集)論文の作成も指導している。 近時、研究者養成型助手制度が軌道に乗りつつあり、博士論文作成への意欲が高まっている。 【問題点】 論文作成後の研究ポストが限られており、この点の改善策が求められている。	法学研究科に進学し、法学研究を志す者は、一般的な教養は勿論、法律学についての一般的な知識の修得のみならず、物事についての鋭い洞察力、旺盛な探究心といったものが必要不可欠である。そこで、学部教育においては、少人数教育における個別指導、とりわけ論証能力、コミュニケーション能力、論文作成能力の涵養などを求めることが必要となる。
A群・学部基礎を置く大学院研究科における教育内容と、当該学部の学士課程における教育内容の適切性及び両者の関係	【現状】 学部教育において幅広い教養の修得と法律学についての十分な知識の習得を踏まえることが、法学研究科における法学研究の前提となっている。しかし、学部教育においては多様な要請に応えることも必要であり、さらに法科大学院の新設に伴い、また法科大学院からの学部教育への強い要請もある中で、法学研究科としては、学部教育に対して何を求めているのかということが問われている。法学研究科では、学部との一貫教育を推進するため、学部生による博士前期課程授業の履修制度を導入した(2006年度から実施)。 【問題点】 法学研究科には独自の権限や予算がなど、アイデアやプランがあっても実現できないという面がないではない。	与えられた状況のもとで、創意工夫を凝らして戦略的に対応する。 学問が多様化し、専門領域も分化している中で、指導教授制度の有効活用のみでは、必ずしも十分な教育内容を提供できない場合もある。首都圏コンソーシアムの活用なども重要であろうし、副指導教授制の活用なども有用であろう。
A群・修士課程における教育内容と、博士(後期)課程における教育内容の適切性及び両者の関係	【現状】 博士前期課程と博士後期課程との教育内容については、とりわけ博士後期課程への進学コースである法学研究コースの教育内容が問題となるであろう。そこでは、一貫性・連続性が要請されているが、このことはいわゆる指導教授制度を円滑に運用することによって実現されている。	前期課程で、外書講読の授業を充実させる方向で検討している。
A群・博士課程(一貫制)の教育課程における教育内容の適切性	【問題点】 後期課程への進学を希望していても、後期入試(外国語2ヶ国語)に合格できない者がかなりいる。 【現状】 博士後期課程への進学者のほとんどは、本学の博士前期課程の修了者であり、指導教授制のもとで一貫した研究指導を受けている。また、博士論文作成を支援するために、副指導教授制度が実施されている。	副指導教授制を活用するとともに、プロジェクト研究への参加、特定課題プロジェクトなどを活用してダイナミックな研究指導を実施することが望まれている。
A群・課程制博士課程における、入学から学位授与まで	【問題点】 指導教授制度の下で、マンツーマンの指導が実施されているが、他大学の教員や院生などとの交流が少ない。	特別講義の制度の拡充、ゲスト・スピーカー制度の新設などで対応することを考えている。 従来、指導教授を中心とした指導体制が実施されてきたが、副指導教授制度を活用することが望まれる。また研究プ

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
の教育システム・プロセスの適切性 C群・創造的な教育プロジェクトの推進状況	特別講義の制度があり、他大学の教員の講義を受ける機会も皆無ではないが、予算上開講の回数が極めて限定されている。 【現状】 法学研究科では、上述した「課程博士の学位授与の促進のための方策」を策定し、学位授与に向けた指導が実施されている。また、研究者養成助手制度を活用し、学位論文作成のための支援を行っている。 【問題点】 上述したように、学位取得後の研究ポストの改善が問題となっている。 【現状】 2004 年度より法学研究科内に特定課題研究所を設置することが認められ、研究所の下での研究活動が実施されている。この構想は、法学研究科のあり方と関連させられたものであり、研究のみならず、創造的な教育プロジェクトをも推進してゆくものである。なお、2006 年度より特定課題研究所より特定課題プロジェクトへと名称変更した。 【問題点】 上述したように、研究支援体制が不十分であり、今後の運営が困難な状況にある。	プロジェクトへの参加を通じて指導する方途も活用すべきであろう。 特定課題プロジェクトの研究・教育活動の支援を強化してゆく方策を検討すべきである。

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
(単位互換, 単位認定等) ★目的・目標 法学研究科において、学生の希望するすべての科目を揃えることは不可能である。そのため他大学との単位互換制度は必要であり、現在実施している。		
B群・国内外の大学等と単位互換を行っている大学院研究科にあっては、実施している単位互換方法の適切性	【現状】 法学研究科では、首都圏大学院コンソーシアム学術交流の趣旨に賛同し、協定聴講生及び協定研究生の受入れ及び派遣を 2003 年度より実施した。これに伴い、協定校との間で単位互換も行われることになった。2005 年度は、院生 2 名が他大学大学院の講義を聴講した。 【問題点】 首都圏大学院コンソーシアム学術交流の制度が実施されたが、現状ではこの制度が十分に活用されていない。	院生にこの制度の活用を促し、またこの制度の運用に当たっての問題点を検討する。
点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
(社会人学生, 外国人留学生等への教育上の配慮) ★目的・目標		

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
社会人の教育の場合、とくにカリキュラムの設置時間帯に配慮する必要がある。また修士論文の執筆に関しても、特別の指導が必要となる。また外国人留学生の場合、学習条件の整備や、論文指導に力を入れることが大切である。		
A群・社会人、外国人留学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮	【現状】 2003 年度に昼夜開講制の専修コースが開設され、社会人を受入れることになった。外国人留学生については、従来の東アジア圏以外からの留学生も増えつつある。 【問題点】 専修コースの社会人に対する授業時間の配慮が必要だが、教員数が不足しており、十分な対応ができていない。留学生については、受け入れのための環境の改善が問題となっている。	教員の補充を要求するとともに、留学生問題については、特に日本法の研究・学習を目指す留学生の受け入れ体制を確立することなどを考えている。

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
(生涯学習への対応)		
★目的・目標 社会人の再教育については、法学研究科では税理士・行政書士を対象として、2つの特設講座を実施してきた。しかしこれらに要する教員の負担、また職員の事務量の増加について大学側の十分な配慮が得られなかったため、2006 年度は募集休止に追い込まれている。		
C群・社会人再教育を含む生涯学習の推進に対応させた教育研究の実施状況	【現状】 社会人の再教育という点で、2003 年度に税理士特設講座が開設され、また 2004 年度には行政書士特設講座も開設された。税理士特設講座修了者には、修了証が発行された。ただし大学当局のきめ細かな支援体制が無かったため、2006 年度は募集休止となった。 【問題点】 特設講座の開設には、教員の補充、事務体制の強化などが必要不可欠となっている。	社会人再教育を含む生涯学習については、その要望に応じていくことが必要ではあるが、教員の確保という点が最重要課題となってくる。そこで、今後は学内と諸機関と連携して実現する可能性などを探ってゆきたい。

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
(専門大学院のカリキュラム)		
★目的・目標 法学研究科では専門大学院のカリキュラムを実施していない。		
A群・カリキュラム全体において、ケース・スタディ、ディベート、フィールドワーク等の授業科目が占める割合 A群・高度専門職業人としての活動を倫理面から支えるこ	【現状】 【長所】 【問題点】	・左記の問題点に対する改善方策

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
とを目的とした授業科目の開設状況 A群・高度専門職業人養成機関に相応しい教育内容・方法の水準を維持させる学内的方途の適切性 A群・高度専門職業人養成機関に相応しい修了認定 C群・学外での経験・活動等を単位認定する際の、認定単位の適切性		

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
(独立大学院等の教育課程) ★目的・目標 法学研究科では独立大学院の教育課程を実施していない。		
C群・学部基礎を置かない独立大学院、独立研究科における、下位の学位課程の教育内容・レベルを視野に入れた当該課程の教育内容の適切性	【現状】 【長所】 【問題点】	・左記の問題点に対する改善方策

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
(連合大学院の教育課程) ★目的・目標 法学研究科では連合大学院を実施していない。		
B群・連合大学院における、教育内容の体系性・一貫性を確保するための方途の適切性 C群・複数の異なる大学の大学院課程からなる連合大学院における、下位の学位課程の教育内容・レベルを視野に入れた当該課程の教育内容の適切性	【現状】 【長所】 【問題点】	・左記の問題点に対する改善方策

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
(「連携大学院」の教育課程)		
★目的・目標 法学研究科では連携大学院を実施していない。		
B群・研究所等と連携して大学院課程を展開する「連携大学院」における、教育内容の体系的・一貫性を確保するための方途の適切性	【現状】 【長所】 【問題点】	・左記の問題点に対する改善方策
点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
(研究指導等)		
★目的・目標 法学研究科の教育目標達成のため、少人数・双方向指導を原則としている。		
A群・教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導の適切性	【現状】 少人数・双方向指導は、よいシステムとして機能している。後期課程では副指導教授制が実施されており、学位論文作成の支援体制が強化された。	1人の教員に対する院生の人数を制限する必要がある(今後カリキュラム等検討委員会での検討が必要である)。法科大学院の開設に伴い、教員の負担という面で問題がある。教員の増員が望まれる。
A群・学生に対する履修指導の適切性	【現状】 教員個人の創意工夫に委ねられている。	TAを有効活用する。
B群・指導教員による個別的な研究指導の充実度	【現状】 指導教授がきめ細かな指導をしている点は認められる。しかし、指導教授個人にすべてを委ねることの問題、指導教授の負担過重という問題もある。	方針教員個人レベルではなく、研究教育プロジェクトによるダイナミックな指導も望まれている。
C群・複数指導制を採っている場合における、教育研究指導責任の明確化	【現状】 指導教授・副指導教授の中、前者が指導責任を負う。	
C群・教員間、学生間及びその双方の間の学問的刺激を誘発させるための措置の適切性	【現状】 他大学の教員や院生との交流の場を積極的に設けることが必要である。上述したように、他大学の教員による特別講義の制度もあるが、予算上の理由により回数が限定されている。そこで、ゲスト・スピーカーの制度の導入を検討している。	
C群・研究分野や指導教員にかかる学生からの変更希望への対処方策	【現状】 現状では、十分な対応がなされていない。	

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
C群・才能豊かな人材を発掘し、その才能に適った研究機関等に送り込むことなどを可能ならしめるような研究指導体制の整備状況	【現状】 人材発掘のため、学部との一層の連携を強化する方向で検討している。人材を研究機関に送り込むための施策・戦略も検討中である。	
点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
(「連携大学院」における研究指導等) ★目的・目標 法学研究科では連携大学院における研究指導を実施していない。		
C群・「連携大学院」における、体系的な研究指導等を確保するための方途の適切性	【現状】 【長所】 【問題点】	・左記の問題点に対する改善方策

(2) 教育方法等

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
(教育効果の測定) ★目的・目標 教育効果を客観的に判断するためには、学会報告や論文発表が求められる。但し当然それらの準備段階があり、そうしたステップを一つ一つ登るように指導することが肝要である。		
B群・教育・研究指導の効果を測定するための方法の適切性	【現状】 研究成果を公表する場として法学研究科論集があるが、近年、執筆者数が減少しており、指導体制の強化が必要になっている。そこで2005年度、院生の投稿を促すため、原稿の種類を増加させた。 【問題点】 状況は、徐々に改善されつつある。	院生の論文執筆・学会報告等を、TA、RA、研究者養成型助手制度とリンクさせることで、動機付けることも検討する。
C群・修士課程、博士課程修了者(修業年限満期退学者を含む)の進路状況	【現状】 院生の論文執筆・学会報告等を、TA、RA、研究者養成型助手制度とリンクさせることで、動機付けることも検討する。 【問題点】 研究機関への就職については、大学が一丸となって戦略を立てることが必要であるが、本学はその点が弱いと思われる。	院生に多くの就職情報を流し、積極的に応募させることが必要であろう。とりわけ専門の研究者として就職することを希望する者については、一定水準の複数の論文を書かせ、教歴をつけさせることも必要である。なお、2003年度より法学部で導入された研究者養成型助手制度の活用も望まれる。2007年度春には、この助手の中から2名の者が他大学の専任教員として採用された。
C群・大学教員、研究機関の研究員などへの就任状況	先に記したように、後期課程修了後直ちに就任で	前述したような対応策が必要

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
と高度専門職への就職状況	きる者は少数である。	である。
点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
(成績評価法)		
★目的・目標 現在レポート、授業における平常点などを基礎にして評価している。今後学会発表や学会誌への投稿等も加点してゆくことが考えられる。		
B群・学生の資質向上の状況を検証する成績評価法の適切性	【現状】 レポート、授業における平常点などを基礎にして、点数(満点100点)評価をしている。 【問題点】 大学院の場合、成績を単純に数値化できない部分が多々あり、数値化の信頼性は低くなる。しかし、ことの性質上これはやむをえないものである。	GPAの導入なども考えられるが、学部教育との違いもあり、なお検討を要する。
点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
(教育・研究指導の改善)		
★目的・目標 慣行として、各教員の教育・研究指導については、教員個人の責任とされている。このためこうした方法をただちに変更することは考えにくい。問題を抱える教員に対しては、研究科執行部がまず対応する。		
A群・教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み状況	【現状】 教育・研究指導法については、提起された問題について法学研究科委員会やそれに続く懇談会などで随時討議し、さらにカリキュラム等委員会において、具体的な方策について検討している。なお、法学研究科のカリキュラム等検討委員会は、カリキュラムの問題だけを検討しているのではなく、制度改革、教育・研究指導方法の改善などについても検討対象としている。	研究者養成を主眼とする大学院における授業改善は、教育に重点が置かれる学部におけるそれとはおのずと異なるものがあると思われる。とはいえ、法科大学院の設立を契機に、法学分野でも授業方法等の検討が進められており、法学研究科においても改善に向けて組織的な取り組みを積極的に行う。
A群・シラバスの適切性	【現状】 各研究科共通のシラバスを発行しており、その内容・形式ともに適切である。 【問題点】 一部の教員にシラバスの更新を失念する例がある。	アンケートの実施方法、評価結果の活用法などについて更なる検討が必要である。 調査結果をいかに活かしてゆくかが今後の課題である。
B群・学生による授業評価の導入状況	【現状】 2003年度には試験的に授業評価に関するアンケートを実施した。今後の実施方法については検討する必要がある。	アンケートも、検討に値するが、法学研究科はそれよりも直接的なコミュニケーションが一層重要であると思われる。

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
C群・学生満足度調査の導入状況	【現状】 先に記したアンケートで調査が試みられた。 【問題点】 法学研究科の場合、受講者数が少ないため、アンケートに多くのことを期待することはできない。	
C群・卒業生に対し、在学時の教育内容・方法を評価させる仕組みの導入状況	【現状】 実施されていない。アンケートよりも、卒業生との対話・コミュニケーションの機会を設けることがより重要なように思われる。	
C群・高等教育機関、研究所、企業等の雇用主による卒業生評価の導入状況	【現状】 実施されていない。	

(3) 国内外における教育・研究交流

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
★目的・目標 法学研究科の教員による研究交流は、活発に行われていると言える。しかし教育面では極めて不十分であると言わざるを得ない。		
B群・国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の明確化の状況	【現状】 国際化への対応については、国際交流センターを通じて個別に行われている。 また、他大学の教員・院生との交流を図るために、「特別講義」が実施されている。特別講義は、他大学の教員を招聘し、研究報告をしてもらおうと同時に、他大学の院生を交えてテーマについて討議するという方式で実施されており、本学の院生にとっては他大学の教員・院生との交流の場となっており、学問的な刺激を受ける機会として有効に機能している。但し、前述したように予算上の理由により実施回数が限定されている。	国際的な学術交流、とりわけアジア諸国との学術交流は、留学生の受入れ、研究者の個人的な交流のレベルにとどまるのではなく、共同研究支援体制の構築といったような、より積極的な課題に取り組むべき新たな段階を迎えているといえよう。法学研究科としても、こうした課題について具体的な施策を講ずることが必要である。
B群・国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性	【現状】 国際交流センターを通じて個別に行われている。	組織的な取り組みが必要である。
C群・国内外の大学院間の組織的な教育研究交流の状況	【現状】 各分野で学会や研究会を通じて実施されているが、組織的な取り組みとしては、前述した特別講義があるが、今後拡大してゆくことが必要である。	
C群・外国人研究者の受け入れ体制とその運用の適切	【現状】 個別に教員が招聘教授を、国際交流センターを通じて受け入れている。しかし、本学の国際交流センターの支援	

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
性	体制は不十分である。	
C群・教育研究及びその成果の外部発信の状況とその適切性	【現状】 教員個人の努力によって実施されているが、例えば本学の出版助成の支援体制などは不十分である。	
C群・国際的な教育研究交流、学術交流のために必要なコミュニケーション手段修得のための配慮の適切性	【現状】 この点の配慮は不十分であり、全学的な取り組みが必要とされている。	

(4) 学位授与・課程修了の認定

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
(学位授与)		
★目的・目標 修士学位の授与は順調であるが、博士学位の授与数は、まだ少ないと言わざるをえない。今後助手を中心にして、課程博士に挑戦してもらうことに力を入れる。また論文博士についても、毎年数件は審査したい。		
A群・修士 博士の各々の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性	【現状】 2006年度は、修士学位を取得した者は、33名(公法学19名、民事法学14名)であった。博士学位を取得した者は2名(課程博士2名)であった。修士の学位については、博士前期課程の在学期間を満たし、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえで、修士論文の審査及び最終試験に合格した者につき修士の学位を授与するものとしている。また、専修コースについても、修士論文に準ずる論文により修士の学位を授与することになっている。課程博士の学位については、博士後期課程において所定の在学期間を満たし、かつ、研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び最終試験に合格した者に授与するものとしている。論文博士については、論文を提出し、博士の学位を請求した者で、論文の審査および試験に合格し、かつ、専攻学術に関して、課程博士を授与されるものと同等以上の学力を有すると確認されたものにも授与することができるものとしている。 2003年度は、博士学位取得者が無かったが、2004年度は4名、2005年度は2名、2006年度は2名となり、状況は徐々に改善されている。 なお、法学位授与の手続と基準の明確化を図るため「博士学位請求論文の受理および審査についての法学研究科内規」が作成され、2005年度よりこの内規に従って博士学位請求論文の受理と審査が行われることになった。 【問題点】 法学研究科では、博士論文の審査が厳格なため、学位	修士については、学位授与状況等につき問題はないが、博士については2003年度取得者が0名であったことを踏まえ、法学研究科をあげて改善に向けて取り組んでいる。課程博士については、「学位授与促進のためのガイドライン」を確実に実施し、研究者養成型助手制度、副指導教授制度の有効活用について検討することが必要である。

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
B群・学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況とその適切性	取得者が少ない。しかし、博士論文の質は高いものとなっている。 【現状】 修士については、主査のほか2名の副査が論文を厳密に審査し、審査結果を法学研究科委員会で報告し、授与を決定している。博士論文については、上記のとおり、新たに「受理および審査に関する内規」が作成された。この内規によれば、受理審査手続きを経て本審査に入り、学位授与請求者による公開報告を行い、そこでの吟味を経たうえで本審査が行われることになった。本審査では、主査と2名の副査が論文を審査し、法学研究科委員会で審査結果を報告する。この審査報告に基づき授与するか否かについては、法学研究科委員会での投票によって決定される。 【長所】 法学研究科では厳格な審査が実施されている。	博士学位につき内規が作成され、手続きの透明性・客観性が確保された。 今後も必要な場合、積極的に他大学教授にも参加してもらおう。
C群・修士論文に代替できる課題研究に対する学位認定の水準の適切性	【現状】 法学研究科では、修士学位の取得は修士論文の合格により決定しており、修士論文に代替する課題研究による学位認定を実施していない。	
C群・学位論文審査における、当該大学(院)関係者以外の研究者の関与の状況	【現状】 2006年度の修士論文の審査に当たっては、本学法科大学院教授の協力を得た。また博士論文2件の副査のうち、法科大学院教授は2名、他大学教授は1名であった。	
C群・留学生に学位を授与するにあたり、日本語指導等講じられている配慮措置の適切性	【現状】 組織としては、特別の措置を講じていないが、指導教授による個人的な配慮がなされている。	

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
(課程修了の認定)		
★目的・目標 現在実施していないが、今後の検討課題としたい。		
B群・標準修業年限未満で修了することを認めている大学院における、そうした措置の適切性、妥当性	【現状】 実施していない。	・左記の問題点に対する改善方策

3 学生の受け入れ

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
---------	--------	------

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
★目的・目標 研究者養成を主要な目標とし、研究能力をもった優秀な学生を学内外から多数受入れるための制度設計が的確になされているかを点検・評価する。		
(学生募集方法, 入学者選抜方法) A群・大学院研究科の学生募集の方法, 入学者選抜方法の適切性	【現状】 博士前期課程については、学内選考入試と一般入試(年2回)という2種類の入試を実施している。学内選考では、学部成績優秀者にのみ受験資格を与え、専門科目の筆記試験と面接試験により合否判定を行っている。一般入試では、法学研究コースにつき、外国語と専門科目の筆記試験および面接試験により、また、専修コースにつき、外国語と小論文の筆記試験および面接試験により合否判定を行っている。一昨年度より、志願者を増加させるため、前期課程も後期課程も9月と2月に2回入試を実施している。また、後期課程について、法科大学院修了者の後期課程への受入れについて具体的な入試方法を作成し、2006年度入試から実施した。1名が受験したが不合格であった。 【長所】 志願者を確保するために多様な入試形態を採用している。 【問題点】 法科大学院の開設に伴い、志願者の確保のための方策が必要となっている。	大学院への進学者を増やすために、法学部生に向けての宣伝を2006年度に2回行ったが、さらに学外者に対する広報活動を以下に行うかを検討する。
点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
(学内推薦制度) B群・成績優秀者等に対する学内推薦制度を採用している大学院研究科における、そうした措置の適切性	【現状】 学内選考入試を行い、成績優秀者に受験資格を与え、筆記試験と面接試験の結果により合否を判定している。2005年度(2006年度入試)では、前年度の4名から6名へと志願者が増加した。 【長所】 学内の勉学意欲に満ちた成績優秀者が、卒業後の進路を早期に確保でき、加えて、大学院入学にむけて基礎学力および経済上の準備を行う余裕を得ることができる。 【問題点】 学内の成績優秀者に対して、大学院における勉学の魅力をPRする機会をさらに増やしていく必要がある。	昨年度から、志願者を増やすための広報活動を積極的に行っており、効果が出てきているが、講演会や院生との交流会の実施など更なる工夫を行う。
点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
(門戸開放) A群・他大学・大学院の学生に対する「門戸開放」の状況	【現状】 他大学・大学院の学生に対しても、一般入試に関しては、門戸を広く開放している。 【長所】 他大学・大学院の受験生を平等に扱っている。	他大学・大学院の学生に対する広報活動につき工夫をする。

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
	【問題点】 他大学・大学院に対する更なる広報活動が必要である。	
点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
(飛び入学) B群・「飛び入学」を実施している大学院研究科における、そうした制度の運用の適切性	【現状】 「飛び入学」は実施していない。	・左記の問題点に対する改善方策
点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
(社会人の受け入れ) B群・社会人学生の受け入れ状況	【現状】 2003年度より昼夜開講制の専修コースを開設し、社会人の積極的な受入れを目指したが、志願者は少ない。また、2003年度に、「税理士特設講座」、2004年度に「行政書士講座」を開設したが、諸事情により来年度は休止することになった。 【長所】 社会人の多様な要請に応えている。 【問題点】 法科大学院の開設に伴い、教員の負担が増加した。	専修コースは、夜間中心であり、教員の負担が増えたため、コース自体の見直し、あるいは時間割の工夫を行う。
点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
(科目等履修生、研究生等) C群・科目等履修生、研究生、聴講生等の受け入れ方針・要件の適切性と明確性	【現状】 科目等履修生および聴講生については、正規課程の学生の教育研究に支障のないこと、および担当教員の許可を条件として受け入れている。 【長所】 正規学生にとっても勉学意欲をもった外部生の参加は刺激になる。 【問題点】 正規学生の履修者がいない場合には開講されない。	いわゆるオーバーマスターの指導体制との連携を図る必要がある。
点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
(外国人留学生の受け入れ) C群・外国人留学生の受け入れ状況 C群・留学生の本国地での大学教育、大学院教育の内容・質の認定の	【現状】 博士前期課程については、2006年度入試において3名、2007年度入試において5名博士後期課程については、2006年度入試において1名の留学生を受け入れた。 【長所】 院生相互の交流により、知的刺激を受ける機会が広がっている。	留学生のみを対象とした講義課目の設置について検討する必要がある。

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
上に立った学生受け入れ・単位認定の適切性	【問題点】 講義内容を理解することが困難な学生も見出される。	
点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
(定員管理) A群・収容定員に対する在籍学生数の比率および学生確保のための措置の適切性	【現状】 この数年は、在籍学生の比率は低かったが、昨年度から一般入試を2回実施することによって多少改善された。 【問題点】 法科大学院の開設に伴い、法学研究科への志願者が減少する傾向にあり、これに対する対応策が要請されている。	入試方法の改善，広報活動を積極的に行う。

4 教員組織

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
★目的・目標		
(教員組織) A群・大学院研究科の理念・目的並びに教育課程の種類、性格、学生数との関係における当該大学院研究科の教員組織の適切性、妥当性 C群・任期制等を含む、教員の適切な流動化を促進させるための措置の導入状況	【現状】 教員が研究および研究指導に専念できる教員組織であるかについて現状・問題点を明らかにし、改善点を取りわけ大学当局に求めてゆく。 【現状】 本学では学部中心の組織編制であるため、法学研究科独自の改革にはおのずと限界がある。また、法科大学院の設立に伴い、法学部・法学研究科の相当数の専任教員が法科大学院に移籍したため、教員の補充が必要となっている。さらに、専任教員の場合でも、授業負担は一層過重となっている。2002年度より内規が改正され、准教授も授業を担当することができるようになったが、教員補充の対策としては十分でない。 【問題点】 大学院研究科に与えられた権限が不十分な点。	法学研究科各コースのカリキュラムの充実を図るうえで、多様な科目の配置が不可欠であり、そのための兼任講師の積極的な採用が必要である。その際、教育研究活動の効果を高めるためには担当科目の継続的な運営が必要とされ、従来の単年度の兼任講師の採用のみでなく、契約期間の定めのある「客員教授」の採用も望まれている。
点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
(研究支援職員) B群・研究支援職員の充実度	【現状】 RA制度が実施された。2004年度から、法学研究科でもRAが6名採用された。2006年度も6名採用されている。 【問題点】 後期課程の学生数が少ない。	後期課程の学生数を増加させ、RAの人数を増やす。 施設面でのプロジェクトの

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
B群・「研究者」と研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性	【現状】 2004年度に3つの特定課題研究所が設立され、研究者とRAとの連携・協力が図られている。2005年度は特定課題研究所が新たに1つ設立された。なお、2006年度より特定課題研究所より特定課題プロジェクトに名称変更された。 【問題点】 共同研究のため場所の確保。	充実は、大学全体の課題であり、法学研究科としても実現に向けて努力したい。
C群・高度な技術を持つ研究支援職員を育成し、その技術を継承していくための方途の導入状況	【現状】 特定課題プロジェクトにおける共同研究を通して、研究支援職員の育成を図っている。 【問題点】 特定課題プロジェクトの数が少ない。	設立の勧誘を強化する。
C群・ティーチング・アシスタント、リサーチ・アシスタントの制度化の状況とその活用の適切性	【現状】 特定課題プロジェクトには、1～2名のRAが研究を補助する体制が整っている。 【問題点】 特定課題プロジェクトの研究課題とRAの専攻分野とが必ずしも対応していない。	RA数の増加を図る。

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
(教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続) A群・大学院担当の専任教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性 C群・「連携大学院」や併任教員を擁する国立大学院における教員の任用基準の明確化とその運用の適切性	【現状】 先にも指摘したように、現状では、人事権はすべて学部には属しているため、大学院では独自にこの問題にかかわることができない。 【問題点】 研究科には専任教員についての人事権が与えられていない。 【現状】 「連携大学院」および併任教員は、存在しない。	大学院研究科にも助手を含めて、専任教員や兼任教員の人事権が与えられるよう、大学当局に望みたい。

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
(教育・研究活動の評価) B群・教員の教育活動及び研究活動の評価の実施状況とその有効性	【現状】 教育活動については、昨年始めて学生に対して授業評価アンケートが実施された。研究活動の評価については実施されていない。 【問題点】 一昨年実施したアンケートは、大人数を基本とし	少人数を基本とする大学院向けのアンケート項目を検討する。

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
C群・教員の研究活動の活性度合いを評価する方法の確立状況 C群・教員の自己申告に基づく教育と研究に対する評価方法の導入状況	た学部と同一内容であるため、十分なものとはいえない。 【現状】 各年度毎の研究活動の調査は、大学全体で行われているが、法学研究科独自では行われておらず、その活性度合いの評価も行われていない。また、教員の自己申告に基づいた教育と研究に対する評価についても未施行である。	教員の研究活動の活性度合い、および教育と研究に対する評価については、慎重に検討していきたい。
点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
(大学院と他の教育研究組織・機関等との関係) B群・学内外の大学院と学部、研究所等の教育研究組織間の人的交流の状況とその適切性	【現状】 法学研究科の教員は法学部教員でもあるため、学部との人的交流は緊密である。また、法学研究科教員は、社会科学研究所の所員でもあるため、学部との人的交流は緊密である。さらに、首都大学院コンソーシアム学術交流に基づく、協定聴講生および協定研究生の受入れおよび派遣が制度的に可能となっている。 【問題点】 コンソーシアムの活用が不十分である。	首都大学院コンソーシアムを活用するための具体的な施策を講ずる。

5 研究活動と研究環境

(1) 研究活動

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
★目的・目標 研究活動およびその支援体制等についての現状を把握し、研究活動の活性化の施策を構築することを目標とする。		
(研究活動) A群・論文等研究成果の発表状況 C群・国内外の学	【現状】 学内では、すべての教員に法学部の法律論叢及び社会科学研究所論集への投稿の機会が確保されており、実質的にも成果発表の機会として十分機能している。それに加えて、各教員は、自己の努力によって、学外における多方面において研究成果を発表している。 【問題点】 学内の論叢・論集等の発刊日が計画日程より遅延する傾向があり、時宜を失する場合もあった。	論叢・論集等の編集担当者による厳格な日程管理を徹底させることにより、改善を図る。

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
会での活動状況 C群・当該大学院・研究科として特筆すべき研究分野での研究活動状況 C群・研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況	【現状】 特定課題プロジェクトのひとつである「法と社会科学プロジェクト」は、村山眞雄教授を中心に「法化社会における紛争処理と民事司法」と題して、民法の広範な領域における大規模な全国調査を実施し成果を公表するなど活発な研究活動を実施した。また、他の特定課題プロジェクトも設置期間の満了に向けた研究活動を実施している。	

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
(研究における国際連携) C群・国際的な共同研究への参加状況 C群・海外研究拠点の設置状況	【現状】 複数の研究者が個人ベースで国際連携活動を実施しているが、法学研究科としての国際連携活動は当該年度は計画されなかった。	・左記の問題点に対する改善方策

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
(教育研究組織単位間の研究上の連携) A群・附置研究所とこれを設置する大学・大学院との関係 C群・大学共同利用機関、学内共同利用施設等とこれが置かれる大学・大学院との関係	【現状】 2004年度に法学研究科内に特定課題研究所制度が創設され、この制度を利用して、2004年度に3つ、2005年度に1つの特定課題研究所が設立された。なお、2006年度より特定課題プロジェクトへと名称変更した。 【長所】 法学研究科として、プロジェクト研究を支援することになる。 【問題点】 特定課題プロジェクトの活動を支援するための条件が不十分である。	特定課題プロジェクトの活動を支援するための人的条件としてRAが採用されているが、今後は、物的な諸条件を充実させる。

(2) 研究環境

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
(経常的な研究条	【現状】	

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
件の整備) A群・個人研究費、研究旅費の額の適切性 A群・教員個室等の教員研究室の整備状況 A群・教員の研究時間を確保させる方途の適切性 A群・研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性 B群・共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性	個人研究費として、特定個人研究費と社研個人研究費が支給されている。 【問題点】 支給額が必ずしも十分ではない。 【現状】 個室が提供されている。 【問題点】 書架の設置などにつき制限があり、利用上重大な問題がある。 【現状】 不適切である。 【問題点】 法学部・法学研究科・法科大学院を兼務せざるを得ないことから、研究時間の確保が著しく困難となっている。また、学内諸業務の多さも、研究時間の確保を困難にしている。 【現状】 各教員の完全な裁量に任されており、現状は適切ではない。 【問題点】 制度として何の援助もない点。 【現状】 社研には、共同研究・総合研究制度があり、また大学院には、大学院研究科共同研究の制度がある。 【問題点】 社研の諸制度は、件数制限があり、十分とはいえない。	特定個人研究費の増額を年度計画書に基づいて段階的に改善する。 書籍収納について年度計画書に基づいて改善する。 年度計画書に基づき改善していく。 各教員のニーズに応じて、研修休暇制度や研修のための経費援助を検討すべきである。 科研費等の申請に対する積極的な支援制度を緊急に整備し、社研がその主体となる。

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
(競争的な研究環境創出のための措置) C群・科学研究費補助金及び研究助成財団などへの研究助成金の申請とその採択の状況 C群・学内に確立されているデュアルサポートシステム(基般(経常)的研究	【問題点】 科研費等の外部助成金申請にかかる事務処理を支援する体制が不備であり、申請人に他の組織に比べて過大な努力を強いる状況にある。	年度計画書に基づいて改善していく。

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
資金と競争的研究資金で構成される研究費のシステム)の運用の適切性 C群・流動研究部門、流動的研究施設の設置・運用の状況 C群・いわゆる「大部門化」等、研究組織を弾力化するための措置の適切性		
点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
(研究上の成果の公表, 発信・受信等) C群・研究論文・研究成果の公表を支援する措置の適切性 C群・国内外の大学や研究機関の研究成果を発信・受信する条件の整備状況	【現状】 社会科学研究所叢書の出版助成制度がある。 【問題点】 上記の出版助成制度は採択の枠が少なく、十分なものではない。	社研の出版助成枠の拡大充足を図る。
点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
(倫理面からの研究条件の整備) C群・倫理面から実験・研究の自制が求められている活動・行為に対する学内的規制システムの適切性 C群・医療や動物実験のあり方を倫理面から担保することを目的とする学内的な審議機関の開設・運営状況の適切性	【現状】 法学研究科では倫理面から実験・研究の自制が求められている活動・行為はないため、これらを規制する学内システムは存在しない	・左記の問題点に対する改善方策

6 施設・設備等

(1) 施設・設備

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
★目的・目標 教育・研究に適切な施設・設備等が確保されているかにつき点検・評価し、問題があれば年度計画書に基づいて改善を図る。		
(施設・設備等) A群・大学院研究科の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性 B群・大学院専用の施設・設備の整備状況 C群・大学院学生用実習室等の整備状況	【現状】 図書館の研究図書は、いまだ十分とはいえない。 【長所】 院生専用フロアーが確保され、研究活動の拠点として機能している。また、各教室からインターネットの接続が可能となっていて、教育活動の支援の体制は整備されている。 【問題点】 図書が不十分である。	図書費の拡充を年度計画書に基づいて改善を図る。
点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
(先端的な設備・装置) C群・先端的な教育研究や基礎的研究への装備面の整備の適切性 C群・先端的研究の用に供する機械・設備の整備・利用の際の、他の大学院、大学共同利用機関、附置研究所等との連携関係の適切性	【現状】 法学研究科内に特定課題プロジェクトが設置され、先端的な研究の基盤となっている。 【問題点】 外部資金の導入の取扱いなどに関する学内制度がいまだ整備されていない。	特定課題プロジェクトを学内に適正に位置づけるための制度整備が早急になされるべきである。
点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
(独立研究科の施設・設備等) C群・独立研究科における、当該研究科専用の施設等の整備の適切性	【現状】 法学研究科では独立研究科における、当該研究科専用の施設等は存在しない。	・左記の問題点に対する改善方策
点検・評価項目	現状(評価)	改善方策

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
(夜間大学院などの施設・設備等) C群・夜間に教育研究指導を行う大学院における、施設・設備の利用やサービス提供についての配慮の適切性	【現状】 専修コースの院生の教育・研究を支援するための夜間の担当職員も配置されている。 【長所】 適切な要因配置がなされていると評価している。	・左記の問題点に対する改善方策
点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
(本校以外に拠点を持つ大学院の施設・設備等) C群・本校以外の場所にも拠点を置き、教育研究指導を行う大学院における施設・設備の整備の適切性	【現状】 極めて立地条件に恵まれた本校以外に拠点を持つ必要性が認識されない。	・左記の問題点に対する改善方策
点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
(維持・管理体制) A群・施設・設備等を維持・管理するための学内的な責任体制の確立状況 B群・実験等に伴う危険防止のための安全管理・衛生管理と環境被害防止の徹底化を図る体制の確立状況	【現状】 法学研究科は、施設の管理運営権限も同責任も組織体制上付与されていない。	・左記の問題点に対する改善方策

(2) 情報インフラ

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
B群・学術資料の記録・保管のための配慮の適切性 B群・国内外の他の大学院・大学との図書等の学術情報・資料の相互利用のための条件整	【現状】 山手線コンソーシアムにより、他大学・大学院との図書の学術情報の相互利用制度が整備されている。 【問題点】 利用頻度の低さが問題である。	図書館における広報活動に加えて、利用の際の諸手続きの簡素化を図書館に求める。

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
備とその利用関係の適切性 C群・コンテンツ(文書, 画像, データベース等のネットワークを流通する情報資源)やアプリケーション・ソフト(個々の応用目的をもったコンピュータソフトウェア)の大学・大学院間の効率的な相互利用を図るための各種データベースのナビゲーション機能の充実度 C群・資料の保存スペースの狭隘化に伴う集中文献管理センター(例えば, 保存図書館など)の整備状況や電子化の状況		

7 社会貢献

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
(社会への貢献)		
★目的・目標 教員の負担などの現状を踏まえたうえで, 社会への貢献に組織として十分に取り組んでいるかについて点検・評価し, 問題点があれば改善する。		
B群・研究成果の社会への還元状況 C群・地方自治体等の政策形成への寄与の状況	【現状】 昨年度は, 2003 年から実施しているパラリーガルの再教育を目的とする「税理士特設講座」および「行政書士特設講座」を開設した。また, 特別講義(一般公開講座)も 2 回開催した。 【問題点】 特設講座については受講生が減少していることに加え, 職員の負担が過剰となっており, 来年度は休止することになった。	特設講座の休止は現状ではやむをえない。
点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
(企業等との連携)		
★目的・目標		

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
教員の負担などの現状を踏まえたうえで、社会への貢献に組織として十分に取り組んでいるかについて点検・評価し、問題点があれば改善する。		
C群・寄附講座、寄附研究部門の開設状況 C群・大学院・大学とそれ以外の社会的組織体・研究機関との教育研究上の連携策 C群・企業等との共同研究、受託研究の規模・体制・推進の状況 C群・奨学寄附金の受け入れ状況	【現状】 昨年度は、2003年から実施しているパラリーガルの再教育を目的とする「税理士特設講座」および「行政書士特設講座」を開設した。また、特別講義（一般公開講座）も2回開催した。 【問題点】 特設講座については受講生が減少していることに加え、職員の負担が過剰となっており、来年度も休止することになった。	特設講座の休止は現状ではやむをえないが、特別講義も含め、今後も社会貢献へ向けた体制づくりを検討する必要がある。 医療、環境、知的財産、消費者保護等に関する法的諸問題について、官庁・企業等と連携をする体制整備を図ること等を検討する必要がある。

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
(特許・技術移転) ★目的・目標		
C群・特許の取得状況 C群・工業所有権の取得状況 C群・特許料収入の研究費への還元状況の適切性 C群・特許取得を「研究業績」として認定する学内的措置の適切性 C群・TLOの設立と運用の状況 C群・TLO・リエゾンオフィス等の整備状況 C群・技術移転等を支援する体制(相談業務、手続業務など)の整備状況	・現状 なし ・長所 なし ・問題点 なし	・左記の問題点に対する改善方策

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
(産学連携と倫理規定等) ★目的・目標 学生生活に対する配慮が十分であるかについて点検・評価し、不十分であれば改善策を提示する。		
C群・「産学連携に伴う利害関係の衝突」に備えた産学連携にかかるルールの明確化の状況 C群・発明取扱い規程，著作権規程等，知的資産に関わる権利規程の明文化の状況	・現状 なし ・長所 なし ・問題点 なし	・左記の問題点に対する改善方策

8 学生生活への配慮

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
★目的・目標 学生生活に対する配慮が十分であるかについて点検・評価し、不十分であれば改善策を提示する。		
(学生への経済的支援) A群・奨学金その他学生への経済的支援を図るための措置の有効性，適切性 C群・各種奨学金へのアクセスを可能にさせるための方途の適切性	【現状】 日本学生支援機構奨学金に加えて，明治大学独自の貸費奨学金とともに給費奨学金(研究奨励奨学金)の制度が設けられている。さらに，2004年度から校友会の支援による奨学金制度も創設された。 【長所】 学生への経済的支援体制は積極的に整備されてきている。	・左記の問題点に対する改善方策
点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
(学生の研究活動への支援) C群・学生に対し，研究プロジェクトへの参加を促すための配慮の適切性 C群・学生に対し，各種論文集及	【現状】 大学院紀要(法学研究科論集)の定期発行に加えて，2005年度から，法学部専任教員の研究論文集である法律論叢への投稿資格が院生にも拡大された。 【問題点】 院生の投稿数が少ない。	院生に紀要への積極的な投稿を促すような指導体制を確立する。

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
びその他の公的刊 行物への執筆を促 すための方途の適 切性		

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
(生活相談等)		
A群・学生の心身 の健康保持・増進 及び安全・衛生へ の配慮の適切性	【現状】 学内に診療所があり、心のケアは学生相談室で のカウンセラーやインテイクなどによって行われ ている。	・左記の問題点に対する改善 方策
A群・ハラスメント 防止のための措置 の適切性	【現状】 ハラスメント予防については、大学全体で、2005 年度に、セクシュアル・ハラスメントを対象としてい た制度を拡充して、広くキャンパス内でのあらゆる 種類のハラスメントの予防と救済のための制度改編 を行った。 【長所】 学生に対する生活相談等の体制は整っている。	

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
(就職指導等)		
A群・学生の進路 選択に関わる指導 の適切性	【現状】 2005年度には、就職部を改組して、キャリア支援 センターが設立された。 【問題点】 前期課程院生については就職部などでの支援が 行われているが、後期課程院生についての支援制 度は不十分である。	指導教授の個人的支援を 統合して、校友を基盤に据え た全国規模での研究者就職を 支援するための制度化が不可 欠である。

9 管理運営

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
★目的・目標		
大学院の管理運営の体制が整っているかにつき点検・評価し、問題点があれば改善策を提案する。		
(大学院の管理運 営体制)	【現状】 委員長のほか、大学院委員1名と専攻主任(公 法学専攻主任、民事法学専攻主任)2名の4名が 研究科の執行部を構成している。教学上の意思決 定機関は法学研究科委員会であり、2006年度は 8回の通常委員会のほか、3回の臨時委員会を開	業務量の増加に対しては、 重要課題ごとの諮問委員会な どの活用も検討する。
A群・大学院研究 科の教学上の管理 運営組織の活動の		

点検・評価項目	現状（評価）	改善方策
適切性	催した。	
	【問題点】 入試回数の増加や大学全体の機構再編などを主たる要因として、研究科における業務が年々増加していて、執行部および事務職員の業務量が過重となっている。	
B群・大学院の審議機関（大学院研究科委員会など）と学部教授会との間の相互関係の適切性	【現状】 専任教員人事や研究者養成型助手採用人事、および学部学生の大学院開講科目履修制度など、法学部との協議を行っている。また、法科大学院も加えて、三機関での協議も実施された。	学部、法科大学院とのより密接な連携が必要であり、常設の協議制度の創設を検討する。
	【問題点】 開講科目の担当者の選定などの点について、継続的な協議のための制度化がなされていない。	
B群・大学院の審議機関（同上）の長の選任手続の適切性	【現状】 法学研究科委員長候補者は、法学研究科委員会における選挙・推薦などによって選出されている。	
	【長所】 適切に実施されている。	

10 事務組織

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
★目的・目標 学内における大学院の地位の向上を実現し、学術・研究の重要性、研究者養成の重要性に応じた事務組織の構築を目的としている。		
B群・大学院の充実と将来発展に関わる事務局としての企画・立案機能の適切性	【現状】 研究科事務担当者が1名という状況である。担当職員は、多様化する入試業務、学籍・成績管理業務、教室・時間割運営に関わる業務、教員の人事等に関わる研究科委員会運営業務、学位請求・論集編集に関わる業務などに忙殺されているのが現状である。 【問題点】 事務職員1名という状況で、企画・立案機能の適切性を期待することは困難である。	学内での大学院の地位向上と研究科担当職員の増員が不可欠である。研究科担当職員を2名以上とすることが当面の改善策といえる。
B群・大学院に関わる予算(案)編成・折衝過程における事務組織の役割とその適切性		
B群・大学院運営を経営面から支えるような事務局機能の確立状況		
C群・大学院の教育研究を支える独		

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
立の事務局体制の整備状況		

11 自己点検・評価

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
★目的・目標 現状を誰が見てもわかるように正確に記述し、適切な評価をすることによって、諸制度についての将来の改善方針を樹立することを目的とする。		
(自己点検・評価) A群・自己点検・評価を恒常的に行うための制度システムの内容とその活動上の有効性 A群・自己点検・評価の結果を基礎に、将来の発展に向けた改善・改革を行うための制度システムの内容とその活動上の有効性	【現状】 毎年、大学当局の方針や報告書の記述方法が変わり、一貫性がないため、各年度の比較が著しく困難になっており、単に作成義務を履行するための業務となっているのが現状である。 【問題点】 現状のところで上述したとおり、大学当局に一貫性がなく、有効活用についての熟慮が欠けている。 【現状】 カリキュラム等検討委員会が設置され、適宜、制度上の問題点の検討改善に向けた方策を検討している。 【問題点】 研究科内部では解決されない問題が多々ある点。	報告書の基本方針、作成方法等につき、熟慮の上、例えば、5年間は一定のもので行くといった決定が必要である。 大学院委員会や、大学当局に要求して問題解決を図る。
点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
(自己点検・評価に対する学外者による検証) B群・自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するための措置の適切性 C群・学外の専門的研究者等による評価の適切性	【現状】 行われていない。 【問題点】 学外者の検証はなされていない。	学外者による検証へ向けた学内での整備が必要である。

12 情報公開・説明責任

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
★ 目的・目標 大学・大学院の現状につき、誰がみても理解しうるような仕方で情報を発信し、説明することを通じて、学内外からの指摘に柔軟に対処し得る諸制度の構築を目標とする。		
(自己点検・評価) A群・自己点検・評価結果や外部評価結果の学内外への発信状況とその適切性	【現状】 報告書は希望に応じて送付・閲覧が可能である。 【問題点】 自己点検・評価結果が有効活用されるような体制が必要である。	受信者の視点を考慮した情報の発信に心がける必要がある。